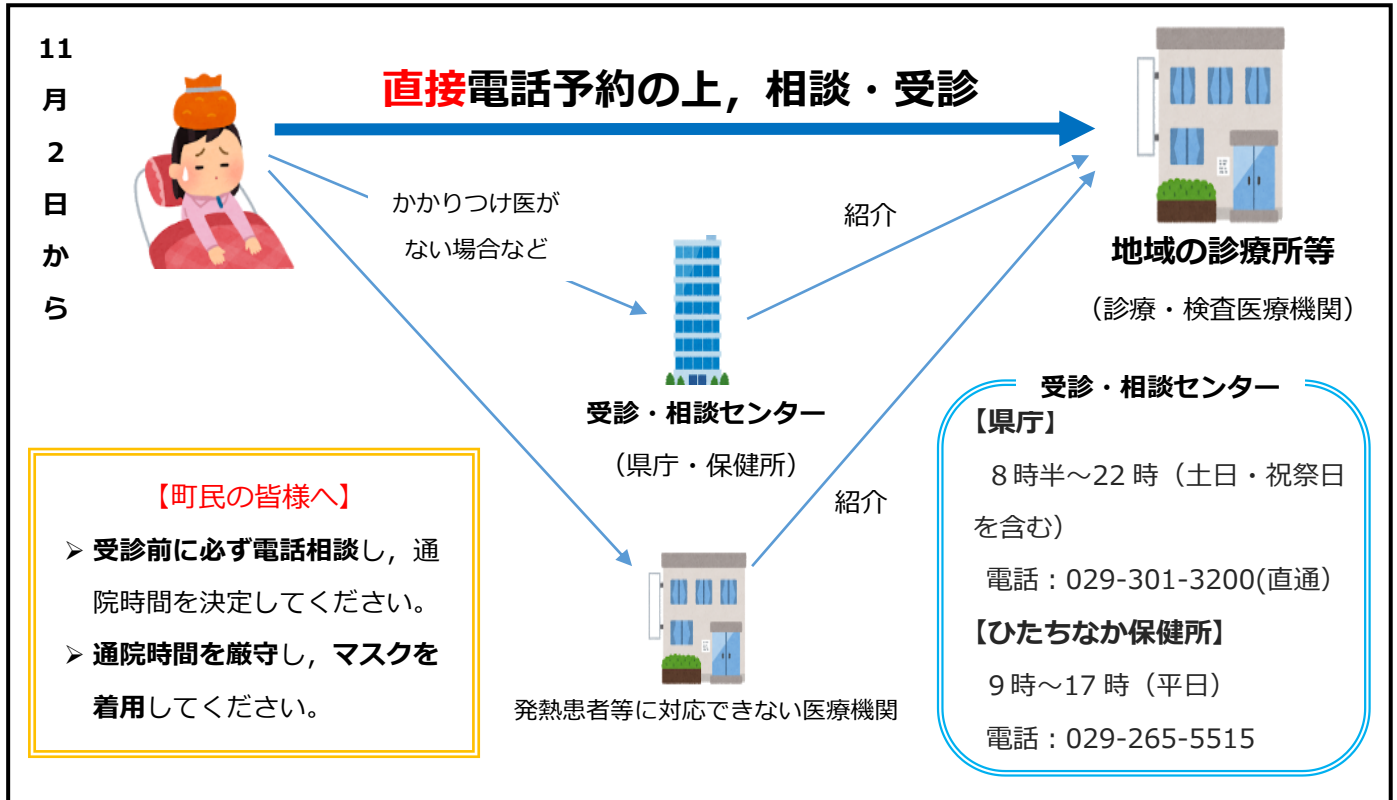


令和2年11月2日から

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診の仕方

- 発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に**必ず電話などで連絡**をした上で、**マスクを着用**いただくとともに**指定された時間を厳守**し、医療機関の指示に従って受診いただきますようお願いいたします。
- かかりつけ医がない場合などについては、近隣の診療・検査医療機関をご案内いたしますので、**受診・相談センター**（下記参照）にご相談ください。

（県ホームページより抜粋）



## 新型コロナウイルス感染症相談・受診の目安

（R2年5月8日付厚生労働省発表）

- ◆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
  - ◆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ◆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く。  
症状が4日以上続く場合、個人が強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合はご相談ください。
- ※ 検査については医師が個別に判断します。

## 今できること！誰もが努める基本的な感染対策



これらを守ることがとても大事！